

群馬大学大学院保健学研究科特別研究学生規程

平成29.10.24 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院保健学研究科規程第13条の規定に基づき、群馬大学大学院保健学研究科（以下「本研究科」という。）における特別研究学生に関して必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 特別研究学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、学期の途中において許可することがある。

(入学手続)

第3条 特別研究学生として入学を志願する者は、所属する大学院等を通じて、原則として次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 当該大学院等の長の研究指導委託書
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第4条 特別研究学生の入学は、本研究科の授業及び研究に支障がない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(在学期間)

第5条 特別研究学生の在学期間は、原則として1年を越えないものとする。ただし、研究の必要に応じ学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

2 前項ただし書により在学期間を延長しようとする場合は、第3条第3号に定める書類及び所定の延長願を期間満了1月前までに提出しなければならない。

(退 学)

第6条 特別研究学生が在学期間中に退学しようとする場合は、研究科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(許可の取消)

第7条 特別研究学生として不相当と認められたときは、研究科教授会の議を経て、学長が研究の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第8条 特別研究学生については、この規程に定めるもののほか、本研究科の規程等を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成29年10月24日から施行する。